生駒市訓令甲第２号

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成３０年３月３０日

生駒市長　小　紫　雅　史

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

生駒市事務専決規程（平成２４年３月生駒市訓令甲第２号）の一部を次のように改正する。

第９条中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3)　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２０条第２項に規定する予算の流用に関すること。

附　則

この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。